

## 障害者の尊厳と人権を守る対策について

【かみね】日本共産党の加味根史朗です。通告の諸点について知事並びに関係理事者に質問します。まず障害者問題について伺います。第一に、相模原事件と障害者の尊厳についてです。2016年7月26日に容疑者は、「障害者は生きる価値がない。重度障害者は安楽死させた方がいい」などと多数の障害者を殺傷するという大事件を引き起こしました。私は、障害を持つ仲間とともに活動している者の一人として、障害者の命と尊厳を踏みにじった容疑者の蛮行を断じて許すことはできません。

事件は、容疑者が優生思想に影響を受けて引き起こしたのではないかとされています。優生思想は、いうまでもなくナチスドイツが推定20万人もの障害者を殺戮し、ユダヤ人大虐殺を引き起こした考え方です。日本でも、1948年に制定した優生保護法に「不良な子孫の出生を防止する」ために優生手術を行うことを規定して、国が率先して国民に広めてきた考え方でした。この法律の下で、ハンセン病の患者や知的障害者、精神障害者などが強制断種させられました。優生保護法が廃止されたのは、つい20年前です。

この優生思想と地続きなのが、現代の格差社会です。新自由主義の下、市場原理や競争原理が強まり、生産性や経済性、効率などが人間の価値をはかるバロメーターになっています。競争を通じて人々の序列化が図られ、無意識のうちに人間の優劣が決まっていく。今回の事件は、現代の日本社会の問題点を映し出しているといってもいいのではないのでしょうか。

こうした優生思想や競争原理で人間の価値をはかる考え方をただしていくことが、この事件からくみ取るべき最大の課題ではないかと思います。その羅針盤は、国連の障害者権利条約です。17条には、「すべて障害者は、他の者との平等を基礎として、その心身がそのままの状態尊重される権利を有する」とあります。そして、日本国憲法13条は、「すべて国民は個人として尊重される」と規定しています。京都府障害者権利条例の根拠となる考え方も国連の障害者権利条約と憲法13条にあります。この考え方を普及啓発することが今非常に大切になっていると考えます。

そこでお伺いします。知事は、今回の相模原事件をどのように考え、どのような課題を認識されていますか、お答えください。

さて、京都府障害者権利条例の平成27年度の施行状況まとめのなかで、「家族間や近所でのトラブル、公共の場での障害のある人に対する対応など、障害のある人への社会の理解不足や無知が遠因となっていると思われる相談も」あったとして、条例普及の広報や心のバリアフリーサポーター養成講座に取り組んでいることが報告されていますが、国連の障害者権利条約や憲法13条で謳われた障害者の尊厳や人権についてどのように伝えているのでしょうか。そして今後どのように府民的規模で伝えていくのか明らかにしてください。

## 障害者が65歳以降も無料で必要なサービスを受けられるように

障害者問題の第二は、障害者が65歳になった時の介護保険優先原則の問題です。私は、昨年2月府議会でこの問題を取り上げました。障害者総合支援法の第7条、介護保険制度優先の原則によって、住民税非課税世帯の障害者が障害福祉サービスを無料で利用してきたのに、65歳になったとた

んに、介護保険サービスに移行させられ、1割負担の利用料徴収を強いられ、サービスや利用時間が削られる問題です。障害者の尊厳を傷つけ、生活を侵害する重大問題だと考えます。

私は、質問で右京区に住む体幹機能障害の手帳2級をもつ男性Aさんが、「65歳になってなんで有料になり、サービスがへらされるのか。納得できない」と訴え、介護給付費等の支給決定に係る処分を不服として、京都府知事に審査請求を行ったことを紹介しました。

このAさんの審査請求に対し、知事は昨年11月9日、「請求人の主張は理由がないもの及び不適当なもの」として、請求を却下しました。この裁決は、介護保険優先原則を前提として障害者のサービスが切り捨てられ、負担増で生活が侵害されている現実を当然視するものであるといわなければならないと思いますが、いかがですか。

いま全国で障害者の尊厳を守るために、介護保険優先原則の廃止を求める運動が進展し、裁判に訴える人も相次いでいます。こうした中で政府は、昨年5月障害者総合支援法の改正を成立させましたが、今回の法改正は、障害が重いほど負担が重くなる応益負担の原則を温存するとともに、介護保険優先問題では、65歳を迎える一部の障害者に平成30年度から介護保険の利用料を軽減するとしていますが、介護保険を使うことが前提となっており、これまで以上に優先原則を徹底・強化していくものに他なりません。

知事は昨年2月の答弁で、「介護保険対象となった瞬間に一律1割の自己負担が発生するという仕組みは、確かに障害者の方からすれば問題がある」としながら、介護を受ける方との公平性もあり、障害者総合支援法の改正の中で、低所得者対策の充実を求めていくという姿勢を示しました。結果として、知事の要望が反映したものとなりましたが、障害者のみなさんはまったく納得されていません。障害があり、市町村民税非課税であれば、生活に必要なサービスは生涯にわたり無料でうけられるように改善すべきであります。介護保険制度もその観点から抜本的に改善すべきではないでしょうか。

そこで伺いますが、障害を持つ人々の尊厳を守り、安心して暮らせる社会を実現するため、介護保険優先原則の廃止を国に強く求めるべきであり、京都府独自対策として、市町村民税非課税の障害者が65歳になってもそれ以前と変わらないサービスを無料で受けられるように制度化すべきであります。いかがですか、お答えください。

## 視覚障害者が安心して暮らしていくための環境整備を

障害者問題の第三は、視覚障害者が安心して暮らしていくための環境整備の問題です。私は、この間、視覚障害者のみなさんと懇談する機会がありました。この中で強く訴えられたのは、交通問題です。視覚障害者が電車のホームから転落して亡くなる悲惨な事故が相次いでいます。私がお会いした視覚障害者の方は、過去に2回ホームから転落したことがある、幸いけがだけで済んだが、仲間の半数以上が転落の経験を持っていると話され、大変驚きました。

こうした中で、視覚障害者のみなさんの団体である京都府視覚障害者協会は、昨年、京都府内の交通事業者に対し、可動式ホーム柵の設置を求める緊急要望書を提出され、各事業者と懇談されました。各事業者とも努力する旨回答されたそうですが、早期整備に向けて計画的な取り組みが強く求められます。

そこで、伺いますが、本府としても、視覚障害者のみなさんや住民の命と安全を確保するた

め、府内の交通事業者に対し、可動式ホーム柵の早期整備を働きかけるべきです。そして、ホーム柵設置までの間は、安全確保のためホームへの駅員の配置を要望するよう求めます。いかがですか。

もう一つの問題は、ガイドヘルパーの制度改善についてです。同行援護制度と呼ばれ、視覚障害者のみなさんが買い物や通院をはじめ、散歩やレクリエーション、サークル活度など社会生活に必要な活動に参加する際にヘルパーさんが同行して介助する制度で、大変喜ばれています。財源は、国が半額、本府が 25%、市町村が 25%負担し、運営は京都府視覚障害者協会が行っています。視覚障害者のみなさんの生活状況に応じて、一月に 16 時間、32 時間、48 時間、64 時間の利用を事業者と契約し、その時間内であれば無料でガイドヘルパーを利用できます。

改善の要望が出ているのは、オーバーすれば全額自己負担となる点です。様々なクラブ活動に参加していれば契約の時間が伸びることもありますし、視覚障害者福祉協会の活動の関係で京都市内から京都府北部地域に行かなければならない時には時間をオーバーしてしまいます。そこで視覚障害者のみなさんからは、時間を絞らずにもっと広く対象を認め、無料で最大限利用できるようにしてほしいということです。本府としても、視覚障害者のみなさんの社会参加を一層促進するために、ガイドヘルパーの事業の拡充を国に働きかけるとともに、府独自にできる改善策を具体化すべきです。いかがですか、お答えください。

**【山田知事・答弁】** 障害者問題についてでありますけれども、昨年、相模原市の障害者支援施設で起きた殺傷事件は、余りにも衝撃的な事件でありました。改めて亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被害に合われた方々、また、その家族の方々にも心よりお見舞いを申し上げますと思います。私はこの事件は決して異常な事件としてかたづけられるだけのものではないという風に感じています。今も民族問題、宗教問題、イデオロギー問題などあらゆる場面で意見の対立が争いに発展し暴力的な解決さえ問わないという風潮があります。議員はナチスの問題を取り上げられましたけれども、障害者の優生的な面だけではなくて、あの拉致の問題は民族的な問題として、ユダヤ人に対する殺戮が繰り返されました。その後の民族的な問題ではクチ族とフチ族の問題が起き、宗教的な問題ではこれも古くから多くの人々が人権を迫害され、そして今もアイエスによって奴隷状態に置かれているような人が出てくる。さらにイデオロギー問題でも、スターリンの虐殺ですとか、ポルボト派のキリングフィールド、こうした問題がこういうイデオロギーや民族や宗教を背景に盾に今も行われている現状があるということ、私たちは強くもう一度確認しなければなりませんし、そしてその中で、今もそうした風潮が弱まるどころか、逆に強まってきているのではないかということに対して、我々はもう一度みんなで確認してそれに立ち向かっていかなければならない現代にあるというふうに思っております。そしてこうした問題は、国連の障害者権利条約や日本国憲法にとどまらず、第二次世界大戦後の 1948 年国際連合によって採択された世界人権宣言にもあるように、全ての人は生まれながらにして自由であり、尊厳と権利とについて平等であるという人権思想の根幹にかかわるものであります。人権の世紀と言われる 21 世紀、これは私どもは、人権・文化を輝かせる時代だと思っております。京都府では京都府人権教育啓発推進計画において、この普遍的文化の構築を掲げ、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等さまざまなメディアを活用して広報致しますとともに、5 月の憲法週間、8 月の人権強調月間、12 月の人権週間に集中的かつ重点的に啓発活動をおこなっております。さらに、京都ヒューマンフェスタ、人権フォーラム等の開催を通じまして、障害者問題を含め人権尊重に関する社会的気運の醸成を図っているところで

ございます。そして、障害があろうとなかろうと、一人ひとりが個性を尊重し尊厳を守るということは人間としての根幹であるという思いで、『京都府障害のある人もない人もともに安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例』をまさに府議会の皆様のお力も得て制定をしたところでありまして、現在、パンフレットやチラシにより広く府民への周知啓発を行っております。

今年の予算におきましても、こうした共生社会をつくり上げることを目標に今議会にお願いしているところでありまして、この中で障害のある人もない人も共生できる社会をしっかりとつくり上げるということを宣言し、さらに人権が尊重される共生社会の実現へ努めていきたいと考えているところであります。

**【健康福祉部長・答弁】**65歳以上の障害のある方の介護保険優先原則についてですが、障害者総合支援法では、介護保険対象者から利用申請があった場合に、就労支援等の障害者福祉固有のサービスを利用する場合を除き、原則として介護保険からの給付が優先されることとされています。これは、自助・共助・公助の考え方に基づいて、まずは社会保障制度である介護保険制度を優先させるという法律の考え方と承知しております。しかしながら、一律に介護保険のみに切り替えることは適当ではなく、個別のケースに応じて対応することが必要であることから、障害福祉サービスの具体的な利用移行等を聞き取り判断すること、また、介護保険サービスの支給量、内容では十分なサービスを受けられない場合にはさらなる障害福祉サービスの利用が可能であること等をこれまでから、こうした趣旨を、支給決定を行う市町村に対して徹底しているところです。なお、ご指摘の審査請求事案につきましては、こうしたことをふまえて判断したものでございます。

また、国に対しては65歳になった際の利用者負担の増加等、障害者の年代を通じた公平性、とりわけ低所得者対策の一層の充実、制度の見直しを知事会を通じて求めてきたところです。こうした結果、昨年5月に改正されました障害者総合支援法では、高齢の障害のある方が、介護保険サービスを円滑に利用できるよう65歳になるまでの長期間にわたり障害福祉サービスを利用されている方に対し、介護保険の利用者負担が軽減される仕組みが導入されたところであります。この負担軽減策の具体的な要件については今後、政令で定められることとされており、高齢の障害がある方が安心して必要なサービスをできることにつながるよう、国に対して意見を述べていきたいと考えております。

次に視覚障害者に対するガイドヘルパー制度についてであります。全国的に一定の水準で実施されるべきとの国の審議会での意見もふまえ法律が改正され、平成23年から同行援護という法定サービスとして位置づけられたところでございます。これまでから京都府では、ガイドヘルパーの養成研修をおこない、有資格者の増加に努めているところでございますが、公共交通機関の混雑状況等により同行時間が定まらず、活動時間が不安定で賃金が十分でないこと、また、ガイドヘルパーの登録者が不足しているため利用者のニーズに十分答えられていないことなど、課題もあるところです。ガイドヘルパーの処遇等につきましては、障害者の給付制度で措置されるべきものであり、国に対してはこれまでから給付制度の財源確保を要望してまいりました。また、京都府では、視覚障害者の方が安心して同行援護を利用できるよう、来年度から大学との連携等によるガイドヘルパーの研修の充実を図るとともに、登録者を増やすための方策について関係団体と協議していくこととしております。さらに、北部地域の中途失業者等の生活訓練等を充実する観点から、生活訓練や相談に対応できる相談員を新たに配置するための関係予算を今議会にお願いしているところでござい

ます。

**【建設交通部長・答弁】** 駅ホームの安全対策についてですが、現在、国の方針では、可動式ホーム柵いわゆるホームドアにつきましては、利用者 10 万人以上の駅を優先的に、また、内方線付き点字ブロックにつきましては、1 万人以上の駅を優先に整備をしていくということとしておりまして、京都府にもこれをもとに推進をしているところでございます。

府内全 237 駅の内、ホームドアを優先的に整備するとされた利用者 10 万人以上の駅につきまして、地下鉄の京都駅、烏丸御池駅だけではなくて、さらに基幹的な駅を中心に約 20 駅が設置済みであります。その他、内方線付き点字ブロックの転落防止対策を実施するとされた 1 万人以上の 71 駅の内、現在 58 駅が整備済みで残る 13 駅も平成 30 年度までに整備を予定しているという状況でございます。しかしながら、単にハード整備だけで事故を防止することは時間がかかるということでございますので、ソフト面での取り組みを両輪として進めていくことが必要というふうに考えております。鉄道事業者の方では、駅員による積極的な声かけや誘導案内、利用者に対するポスターの掲示や車内アナウンス等の啓発活動、観光シーズンには駅要員等の増員配置や臨時改札口の設置といった強化策を実施しているところでございます。安全確保のためのホームへの駅員の配置につきましては、各鉄道事業者とも事前に連絡を受ければサポートするという駅員を派遣する対応を行っているところでありまして、そういったサービスの周知にも努めているところでございます。今後とも、障害者の方を含む利用者のみなさんが安心して駅を利用していただけるように府としても国、市町村と連携をしてこうした取り組みが進むように支援をしてまいりたいと考えております。

**【かみね・再質問】** 相模原事件の教訓は、本当に重いものがあるというふうに思います。知事からもご答弁いただきましたが、国民の基本的な人権を守っていくことをはじめとして、障害者の尊厳と人権を守るために不断の努力を行っていくように、このことは強く求めておきたいというふうに思います。

再質問は障害者の 65 歳問題についてさせていただきたいと思います。今部長から、国の障害者総合支援法の改正の中で、負担軽減が検討されているので要望していきたいという答弁がありました。今検討されているのは、最重度の障害を持つ方についての負担軽減ということでありまして、ごく一部の障害者の方が対象になるということでありまして、障害の程度が重ければ重いほど負担が重くなる、いわば応益負担の原則をさらに 65 歳になったら徹底をしていくという方向ですので、これでは障害を持つ方の人権を守ることができませんので、国に対しては、やはり 65 歳になるまでと同様に、必要なサービスは無料で受けられるようにすべきだということを強く求めていただきたいし、そういう立場で京都府としてですね、独自対策を検討していくべきだというふうに思います。再度、ご答弁をお願いしたいと思います。

**【健康福祉部長・再答弁】** 加味根議員の再質問にお答えさせていただきます。先ほどもご答弁させていただきましたとおり、一律に介護保険のみに切り替えることが適当ではなく、個別のケースに応じて対応することが必要であるというふうに考えております。こうしたことから、これまでから障害者サービスの具体的な利用意向を、障害者の方に丁寧に聞きとり判断すること、また介護保険サービスの支給量・内容では十分なサービスが受けられない場合には、さらなる障害福祉サービス

の利用が可能であることを、支給決定を行う市町村に対して徹底しているところがございます。またあわせて、国に対しても、制度改正の見直しについて要望させていただいているところがございます。今後とも、高齢者の方々、障害者の方々がしっかりサービスを受けられるように、私どもとしては取り組んでまいりたいというふうに考えております。

### 【かみね・指摘要望】

私の周りの障害者を持つ仲間も、65歳になって介護保険に切り替えられ、重い負担に苦しんでいますし、サービスが打ち切られるということで、ぜひ改善をしてほしいという声を上げています。やはり、65歳になってからも、これまでどおりの必要なサービスを無料で受けられるような、そんな制度の改正が必要ですし、そのことを強く国に求めていただきたいし、京都府独自の対策としてもですね、検討していただくよう、再度求めて次の質問に移りたいと思います。

## 介護人材の確保と労働条件の改善について ——希望の持てる介護職場へ、毎年給与がアップする仕組みづくりを

【かみね】次に、介護人材の確保と労働条件の改善について質問します。私は、この間、特別養護老人ホームや老人保健施設、介護事業所を訪問させていただきましたが、どこでも人材が足りない、募集しても来てもらえないという声が共通しており、その深刻さを実感いたしました。

この中で、驚かされたのが、ある老健施設の例です。認知症病棟を含む50名のお年寄りを20人余りの職員で24時間介護しています。3年目で20歳代の正規職員Aさんにお話をお伺いしましたが、Aさんより先輩の人はたった4人しかいないそうです。この3年の間に10人近くも退職したため、3年目でリーダーを務めざるを得なくなっています。

常時人手が足りないため、募集しますが、まったく来てくれないため、人材派遣に頼らざるを得なくなっています。しかし派遣で来てくれる人は無資格者ばかりで、未経験の人もたくさんおられます。3か月契約で派遣され、研修する余裕もなく、当初は簡単な仕事に限られ、10日で辞める人などまったく長続きしません。

このため、しわ寄せは正規職員にいき、ますます過重労働となっています。3年目のAさんは、2交代で夕方4時半から翌日朝9時15分までなど18時間勤務を月に6回、夜勤を12日間もしています。3年間で有給休暇は一日も取れていないと言います。しかも、介護労働自体が厳しいものがあります。骨折手術をして入所してくる認知症のお年寄りが多く、再び骨折しないようにベットを降りようとするセンサーが鳴るシステムにしていますが、夜間に鳴ることはしょっちゅうで、その都度走って駆けつけ介助をします。重なることもしばしばです。リスクのある人にはずっと付き添わなければなりません。

介護人材の不足と過酷とも思える働き方は、この老健施設だけの話ではなく、多くの介護施設で共通する話だと聞いています。こうした事態はこれ以上放置できないのではないのでしょうか。本府として、どのように受け止めておられますか、お伺いします。

なぜ、こんなに人材不足が深刻なのか。Aさんの職場では、やめていく人の理由は、「夜勤が大変」「給料が安い」そして「先が見えない」「将来性がない」ということです。

Aさんの場合、3年目の若者ですが、基本給17万円、夜勤手当5回で3万円、合わせても手取りで20万円ありません。本人も賃金の安さに不満が大きいと言っていますが、それ以上に不安を感

じているのが、給料が上がっていかないことです。法人から定期昇給を 2000 円切下げると通告してきたそうです。毎月 2000 円下がると年間 2 万 4 千円、10 年間で 24 万円違ってきます。

このような介護職員の給与の安さと将来性のなさは、Aさんの職場だけの話ではありません。ある介護職場に働くチーフの方の話を伺いましたが、平成 13 年に正規雇用となった時の 12 月分の本俸は 23 万 3200 円でした。それから 15 年後の本俸は逆に 22 万 3500 円と 9700 円も下がっています。賞与月数も 4.5 か月から 3.0 月に減っています。多くの介護職場では、本俸があがらない、上がってもわずか、資格や職務手当をつけて差をつけるところが大半です。これでは、将来に希望がもてないのは当然ではないでしょうか。

なぜ、こういうことになるのかといえば、介護事業所への介護報酬が下げられ、要支援のお年寄りに対する総合事業でさらに報酬単価が下げられようとしており、介護事業所として職員の給与をあげたくても上げられない構造的な問題があるからです。そのため、少なくない介護事業所の経営が大変な危機に直面しています。府南部のある小規模介護事業所の経営者の方の話を先日伺いましたが、昨年の介護報酬の削減と介護度の重いお年寄りが亡くなったことが重なり、赤字に落ち込み苦しんでいると聞きました。

こうした介護人材の慢性的不足と介護事業の経営困難を作り出したのは、安倍内閣が介護報酬など社会保障の義務的経費が増えていくことを敵視し、削減を当然のように推し進めてきた結果です。社会保障費の自然増のカットは 4 年間で 3 兆 3 千億円にものぼります。同じ時期に 4 兆円も法人税を減税しているのですから、財源がないではありません。社会保障費の自然増を敵視する考え方は即刻改めるべきです。どうお考えですか。知事のお考えをお聞かせ下さい。また、本府として、強力で国に対し介護職員の賃金大幅引き上げと介護事業所の報酬単価の引き上げを働き掛けるべきです。いかがですか。

同時に、本府の介護人材確保対策についてです。本府は、福祉を若者が魅力を感じ、就職したいと思える業界にするためにと、『きょうと福祉人材育成認証制度』を創設して取り組みを進めていますが、給与の面では給与表の職員への周知をすすめるだけとなっています。将来に希望を持って働けるようにするためには、給与が毎年昇給するようにしていく必要があります、府として支援すべきです。

今、府議会には、介護に携わるみなさんを中心に介護職員の給与引き上げのために府独自の支援を求めて請願が提出されると聞いています。かつて蜷川府政のもとで、民間社会福祉施設職員の給与改善のために、福祉事業者団体と相談し、毎年昇給していける独自の給与体系を設定し、この制度を実施していくための財政支援を行いました。今こそ、このような介護職員の給与引き上げを支援する府独自対策を実施すべきではないでしょうか。いかがですか、お答えください。

**【健康福祉部長】** 介護人材確保と労働条件の改善についてでございますが、高齢化の進行に伴い、福祉職場への需要が増加する一方で、変則勤務や賃金への不満などにより、就職先として敬遠され、介護福祉を担う人材確保が困難となる中、その確保・定着対策を積極的に進めるとともに、事業省の勤務環境の改善を図ることが重要でございます。京都府ではこれまでから、介護福祉人材に係る相談から就労、定着までを支援する介護福祉人材総合支援センターや、京都ジョブパークの福祉人材コーナーにおいて、人材の掘り起こしや確保・定着を積極的に推進してきております。また、京都福祉人材育成認証制度により、職員のキャリアパスと連動した給与制度の設計や、休暇の取得の

促進など、勤務環境改善に向けた支援を実施してきたところです。これらの取り組みにより、平成24年度からの3年間で、6707人の人材を確保。また27年度から3年間で新たに、7000人の確保・定着を目標とし、27年度では2384人を確保するなど、成果を上げているところです。社会保障についてであります。医療保険や介護保険などの制度は、府民の生活を守る大切なインフラであり、いかに安定的に制度として次の世代に引き継いでいけるかが大きな課題であります。そのような中で、国の平成29年度社会保障関係予算につきましては、社会保障費の自然増をふまえて、持続可能な社会保障制度を構築する観点から制度見直しが行われた結果、約32兆5000億円と、対前年約5000億円の増にとどめたところでございます。介護職員の賃金等の処遇につきましては、利用料、保険料、および国・府・市町村の税で賄われている介護保険の仕組みの中で措置されるべきものであり、その財源確保については、これまでから強く国に求めてきました。あわせて、介護職員の賃金改善につながる処遇改善が行われるよう、継続して国へ要望を行った結果、1年前倒して29年度から、新たに月額平均1万円相当の処遇改善加算が実施されることになったところです。こうした国への働き掛けはもとより、これまでからの取り組みに加えまして、福祉の星事業として、福祉業界のイメージアップや事業所での処遇改善加算の取得に取り組む事業に係る予算を、今議会においてお願いしているところです。引き続き、介護人材の確保・定着と、事業所の環境改善に努めてまいります。

**【かみね・再質問】** 答弁を頂きましたけれども、介護現場でやめざるを得なかった方々の思いに共通しているのは、やはり給料が安いってことはもちろんですし、将来、本当に希望が持てる職場ではないという、そんな声が多く出されているということでもあります。ここにしっかり寄り添いながら、解決をしていく対策が必要です。そのためにはやはり、毎年給料が上がって行くそういう仕組みを、介護保険の枠内ではなく別建てで、しっかり作っていくということが必要ですし、また京都府独自の支援対策も検討していくべきだというふうに、あらためて強く思っているところです。そのような検討をするように強く求めて、私の質問を終わらさせていただきます。ご清聴、まことにありがとうございました。

以上